

入札書記載要領等

1 入札書記載内容

- (1) 入札金額の欄は、正しく明瞭に記載することを要し、訂正は認められないこと。
- (2) 入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正部分に2本線を引き、入札者又はその代理人の訂正印を押印すること。
- (3) 代表者でなく代理人で入札するときは、代表者の住所・氏名及び代理人の氏名(代理人である旨の記載を要す。)を記載し、代理人の押印のみで行うこと。
- (4) 再度の入札書には、再入札書と記載すること。

2 提出要領

入札書は封入し、次のように封筒に表書きすること。

物品名	○○○○○	
入札書在中	入札者名	○○○○○

3 委任状

- (1) 委任状が必要な場合とは、代表者以外の者(代理人)の名前で入札するときであること。
- (2) 代表者(委任状の委任者)とは、宮崎県知事が定める物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿の氏名欄に氏名が記載された者であること。
- (3) 委任状には、代理人の使用印鑑の押印が必要であること。
- (4) 委任状の様式は局の様式でなくても、局様式の所定事項を満たしていれば、独自の様式でもよいこと。

4 その他

入札書の用紙は2枚以上持ってくること。